

女子差別撤廃委員会最終見解への対応に関する ワーキング・グループ資料

農林水産省
平成31年1月9日

女子差別撤廃委員会

「日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解」

(平成26年9月)

パラ43 前段(農林水産省関係抜粋)

- 委員会は、締約国が農山漁村女性の政策形成への参画を制約する全ての障壁を取り除くこと、・・・を要請する。

農林水産省の取組状況

- 「食料・農業・農村基本計画」(2015年3月閣議決定)において、女性農業者の農業委員及び農業協同組合の役員等への登用を推進する旨が盛り込まれたことや、2016年4月施行の改正農業委員会等に関する法律(1951年法律第88号)及び改正農業協同組合法(1947年法律第132号)において、農業委員会の委員、農業協同組合の役員について、年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない旨の規定が置かれたことを受けて、農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を促進するため、関係団体主催による女性農業委員等を対象とした研修会での説明や改正農業協同組合法に係る説明会の開催、女性の登用状況の調査・公表、女性の登用促進に向けた推進活動等を実施した。(農水省)

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(2) 女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備

女性農業者は農業就業者の4割を占め、女性が参画している農業経営体ほど販売金額が大きく、経営の多角化に取り組む傾向が強いなど、地域農業の振興や農業経営の発展、6次産業化の展開に重要な役割を担っている。他方、農村社会ではいまだ指導的地位や経営主の多数を男性が占めるような状況にあることから、女性同士のネットワークの強化等の地道な取組を通じて男女ともに意識改革を図りながら、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進めることが必要である。

このため、地域農業に関する方針等に女性農業者等の声を反映させるため、人・農地プラン（地域農業の発展を図る観点から地域における話合いにより作成する、地域農業を担う経営体や農地の利用の在り方等を示した計画）を検討する場への女性農業者の参画を義務付けるとともに、女性農業者の農業委員及び農業協同組合の役員等への登用を推進する。

指導的地位（農業委員／農協役員）への女性参画を促進

改正農業委員会等に関する法律（1951年法律第88号）及び改正農業協同組合法（1947年法律第132号）（平成27年9月成立、平成28年4月施行）

農業委員会法（第8条 第7項）

市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

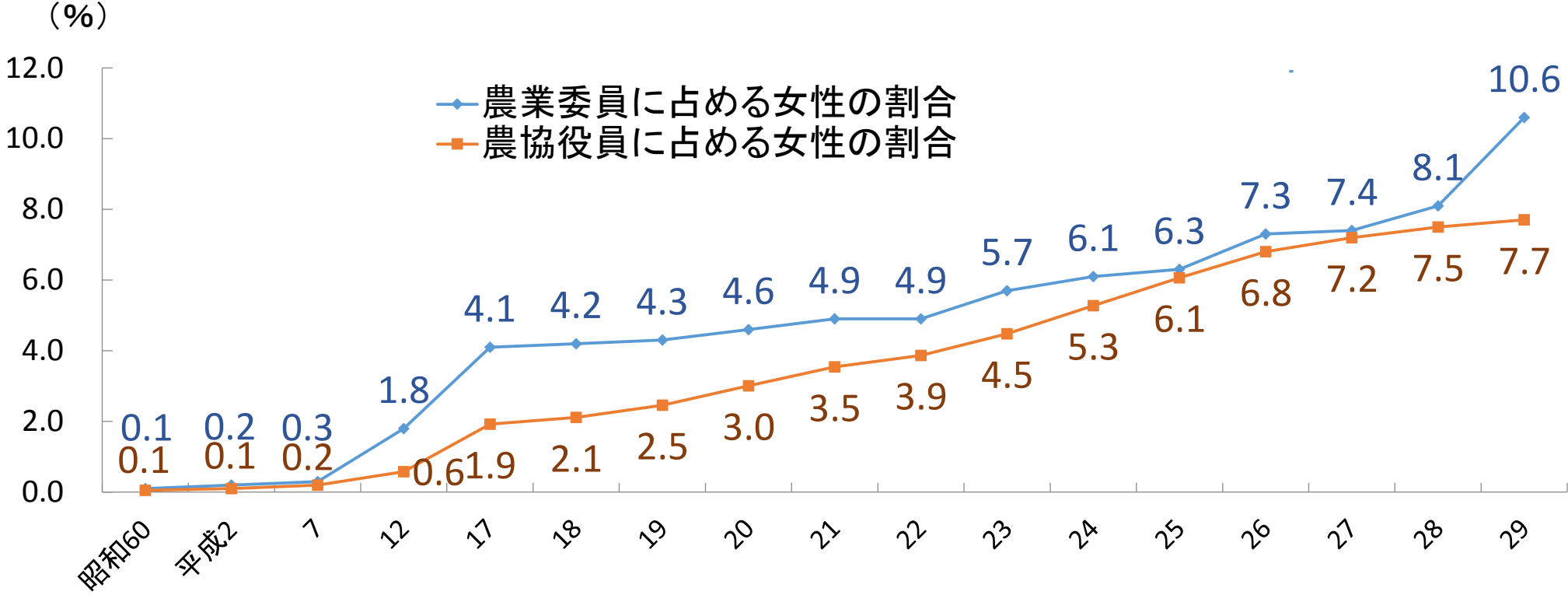
農業協同組合法（第30条 第13項）

農業協同組合は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。



- ・全国各地における女性農業委員の研修会や改正農業協同組合法に係る説明会を開催
- ・女性の登用状況の調査・公表，女性の登用促進に向けた推進活動等を実施

農業委員及び農協役員に占める女性の割合の推移



	H12年	H17年	H22年	H27年	H29年
農業委員数	59,254	45,379	36,330	35,604	26,119
うち女性	1,081	1,869	1,792	2,636	2,773
女性割合	1.8%	4.1%	4.9%	7.4%	10.6%

	H12年	H17年	H22年	H27年	H29年
農協役員数	32,003	22,799	19,161	18,139	17,238
うち女性	187	438	741	1,313	1,334
女性割合	0.6%	1.9%	3.9%	7.2%	7.7%

※出典 経営局農地政策課、協同組織課調べ。

注1 農業委員：「農業委員への女性の参画状況」各年10月1日時点。

注2 農協役員：「総合農協統計表」各事業年度末（農協により4月末～3月末）。ただし、平成29年度値は、全国農業協同組合中央会調べによる。

【第27回JA全国大会決議 抜粋 平成27年10月】

9. 自己改革の実践を支える基盤体制の確立

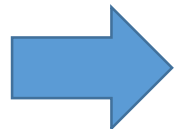
(1) 自己改革の実践を支える業務執行体制(ガバナンス) の強化

② 多様な組合員の理事登用

○ JAは、多様化した組合員の意思反映を強化するため、理事定数の拡大に関する行政庁の認可が柔軟化されることをふまえ、女性・若手の複数名登用の拡大に努めます。

○ 特に、女性については、女性のJA経営参画目標(正組合委員の25%以上、総代の10%以上、理事等2名以上)の達成に向けて引き続き取り組みます。目標達成JAにおいては、男女共同基本計画における女性参画目標(平成32年度までに指導的地位に占める女性の割合30%)を念頭に、さらに高い目標を設定し、達成に向けて取り組みます。

また、JA・連合会・中央会は、女性職員の管理職への登用を拡大し、女性の視点による地域に根ざしたJAの事業・活動をすすめます。



平成29年

1JAあたり女性役員数 2名以上を達成(2.05人)
三冠(正組合員、総代、理事等)達成 88/651JA

○改正農業委員会法下における女性農業委員の登用に向けた取り組みについて(抜粋)

平成27年12月
全国女性農業委員ネットワーク
事務局:全国農業会議所

1. 取り組み目標

- ①女性委員が登用されていない農業委員会ゼロを目指す
- ②農業委員に占める女性の割合30%を目指す
- ③全農業委員会で複数の女性委員の登用を目指す

2. 取り組み方針

- (1)女性農業委員としての活動強化
- (2)女性の農業委員登用に向けた周知徹底
- (3)女性農業委員の登用に向けた自らの積極的な応募と組織推薦の徹底

平成29年度 女性農業委員割合 農業委員会TOP12

42.9%(青森県佐井村、長野県辰野町)

40.0%(東京都利島村、東京都神津島、岩手県岩手町、新潟県粟島浦村、広島県竹原市)

37.5%(愛媛県上島町、熊本県産山村)

35.7%(高知県黒潮町、埼玉県日高市、愛知県津島市)

女性委員のいない農業委員会 H29: **326/1,703**(19.1%) ← H27: **512/1,708**(30.0%)

第4次男女共同参画基本計画（H27.12 閣議決定）抜粋

第2部 施策の基本的方向と具体的な取組

I あらゆる分野における女性の活躍

【第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進】

3 農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

地方公共団体、農林水産団体等に対して、具体的な目標の設定や女性の参画を一層促進する仕組みづくりを働きかける。

また、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位向上に向けた取組を推進する。

4 農山漁村における女性が働きやすい環境の整備、意識と行動の変革

女性が過重な負担を負うことがないよう、働きやすい作業環境の整備等を進めるとともに、農山漁村におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を促進する。

また、農山漁村の一部でいまだ根絶されていない固定的な性別役割分担意識等による行動様式を是正し、あらゆる場における意識と行動の変革を促進する。

【成果目標】

○家族経営協定の締結数	70,000件（平成32年度）
○農業委員に占める女性の割合	10%（早期）、更に30%を目指す（平成32年度）
○農業協同組合の役員に占める女性の割合	10%（早期）、更に15%を目指す（平成32年度）